

## よしおか地域応援商品券取扱事業者募集要項

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策として、町内の消費拡大を目的に、町内の小規模事業者で使用できる「よしおか地域応援商品券」（以下「商品券」という。）を発行するため、商品券を使用できる取扱事業者を募集します。

### 2 募集受付期間

令和2年8月4日（火）～ 令和2年10月30日（金）午後5時まで

※取扱事業所の周知については、令和2年8月25日（火）午後5時（必着）までに申請された場合は、商品券配布時に同封する取扱事業所一覧及び町ホームページへ掲載します。その後の申請の場合は、町ホームページへの掲載のみとなります。

### 3 募集要件

(1) 吉岡町内で事業を行う小規模事業者であること。ただし、支店又はフランチャイズ店は除きます。

※小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者）をいいます。

(2) 吉岡町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は除きます。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う業種若しくはこれに類する業種は除きます。

(4) 事業の内容が、法令及び公序良俗に反していないこと。

### 4 手数料

登録申請手数料及び換金手数料は無料

### 5 取扱事業者の登録申請方法

(1) 「よしおか地域応援商品券取扱事業者登録申請書（様式第3号）」を記入して、吉岡町商工会へ持参、郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で申請してください。

(2) 申請先 吉岡町商工会

住所 〒370-3604 吉岡町大字南下1375番地3

FAX 0279-54-2410

E-mail yoshioka@xp.wind.jp

※持参の場合の受付時間：午前9時30分～午後4時30分

（土曜日、日曜日、祝日及び12/29～1/3は除きます）

(3) 登録申請書の記入について

- ① 申請者が法人の場合は、「住所」欄は事業所の所在地、「氏名」欄は名称および代表者の氏名を記入してください。
- ② 申請者が個人事業主の場合は、「住所」欄は住民票の住所、「氏名」欄は事業主の氏名を記入してください。
- ③ 「電話番号」欄は、日中に連絡可能な電話番号を記入してください。
- ④ 「事務所（店舗）ホームページ」欄に記入された場合は、町ホームページの取扱い事業所のご案内に掲載（事業所ホームページへリンク設定）する場合があります。
- ⑤ 「換金振込先口座」欄は、町内金融機関（町内の支店）で申請者が名義人である口座を記入してください。  
※町内の支店の口座を所有していない場合は、町内金融機関の本・支店への振込を可とします。

(4) 取扱事業者に登録された場合は、後日「取扱事業者登録決定通知書」を交付します。

6 商品券事業の概要

- (1) 商品券名称 よしおか地域応援商品券
- (2) 発行者 吉岡町
- (3) 使用期間 令和2年11月1日（日）～ 令和3年1月31日（日）
- (4) 額面金額 1枚1,000円（つり銭無し）
- (5) 商品券の交付対象者
  - ① 世帯主1人当たり1万円（1,000円×10枚）
  - ② 保育所及び放課後児童クラブ等の職員に対するよしおか地域応援商品券配付事業の対象者1人当たり1万円（1,000円×10枚）

7 商品券の使用制限

以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 健康保険等の保険証を使用して、医療機関で診療を受けた場合に支払う医療費等の一部負担金
- (7) 介護保険の保険証を使用して、介護サービスを利用した場合に支払う利用料の利用者負担額
- (8) その他、町長が適当でないと認めたもの

## 8 取扱事業者の責務

以下の事項を遵守してください。

- (1) 商品券の使用を拒むことはできません。
- (2) 商品券額面金額に満たない場合でも、つり銭は出さないでください。
- (3) 取り扱った商品券は他の事業所で使用してはなりません。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- (5) 町及び商工会と適切な連携体制を構築してください。
- (6) 商品券の使用期間以外の期間において商品券を使用させないでください。
- (7) よしおか地域応援商品券事業実施要綱及び本募集要項に規定する事項を遵守してください。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

※よしおか地域応援商品券事業実施要綱及び本募集要項に規定する事項に反する行為を行ったときは取扱事業者の登録を取り消す場合があります。

## 9 商品券の換金

- (1) 換金期間 令和2年11月2日(月)～令和3年2月5日(金)午後5時
- (2) 換金方法 次の各換金締切日までに、指定の様式に記入し、取り扱った商品券を添えて吉岡町商工会へ提出してください。町から支払い決定後に支払額及び振込日等を通知し、指定の口座に振込みます。
- (3) 換金締切日及び振込予定日

	換金締切日(午後5時まで)	振込予定日
1	令和2年11月11日(水)	令和2年11月25日(水)
2	令和2年11月20日(金)	令和2年12月4日(金)
3	令和2年12月2日(水)	令和2年12月15日(火)
4	令和2年12月14日(月)	令和2年12月25日(金)
5	令和2年12月17日(木)	令和3年1月5日(火)
6	令和2年12月25日(金)	令和3年1月15日(金)
7	令和3年1月12日(火)	令和3年1月25日(月)
8	令和3年1月25日(月)	令和3年2月5日(金)
9	令和3年2月1日(月)	令和3年2月15日(月)
最終	令和3年2月5日(金)	令和3年2月25日(木)

※換金期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

## 10 その他

- (1) 商品券事業の取扱事業者募集や換金受付等の業務については、町が吉岡町商工会へ委託しています。

(2) 吉岡町商工会から、取扱事業所へ商品券事業のポスターを配布し、換金手続きの詳細についてご案内します。なお、時期につきましては10月頃を予定しています。

1.1 申請に関する問合せ先

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

(土曜日、日曜日、祝日及び12/29～1/3は除きます)

○吉岡町商工会

電話 0279-54-2625

○吉岡町産業観光課産業振興室

電話 0279-26-2280 (直通)